

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	黒滝村

黒滝村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 林業建設課
所在地 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸 77 番地
電話番号 0747-62-2031
FAX番号 0747-62-2569
メールアドレス kuro_k@vill.kurotaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、アオサギ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	奈良県黒滝村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
ニホンジカ	野菜	3 a	5.2万円
	花き・花木類	10 a	40.0万円
	スギ	200 a	200.0万円
	ヒノキ	670 a	1340.0万円
イノシシ	野菜	2 a	2.6万円
	いも類	2 a	3.9万円
アライグマ	野菜	1 a	1.5万円
ハクビシン	野菜	0.5 a	1.0万円
アナグマ	野菜	0.5 a	0.5万円
アオサギ	アマゴ	500kg	100.0万円
合計		889 a	1694.7万円

(2) 被害の傾向

・ニホンジカやイノシシによる被害は村内全域にかけて発生はしているが、防護柵等の設置により農業被害については減少してきている。また、森林でのニホンジカによる食害等の林業被害についても減少の傾向にある。

・アオサギによる養魚場の川魚への被害については、防護ネットの設置により被害は抑制されてきている。

・アライグマ、ハクビシン・アナグマ等の小動物による農業被害については抑制されてきているが、住居への侵入や家庭菜園等の被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28度）	目標値（平成32年度）
被害金額		
ニホンジカ	45.2万円（農業）	36.0万円（農業）
	1540.0万円（林業）	1200.0万円（林業）
イノシシ	6.5万円（農業）	5.2万円（農業）
アライグマ	1.5万円（農業）	1.2万円（農業）

ハクビシン	1.0万円（農業）	0.8万円（農業）
アナグマ	0.5万円（農業）	0.4万円（農業）
アオサギ	100.0万円（水産）	80.0万円（水産）
被害面積		
ニホンジカ	13a（農業） 870a（林業）	10a（農業） 690a（林業）
イノシシ	4a（農業）	3.2a（農業）
アライグマ	1a（農業）	0.8a（農業）
ハクビシン	0.5a（農業）	0.4a（農業）
アナグマ	0.5a（農業）	0.4a（農業）
アオサギ	500kg（水産）	400kg（水産）
農林水産業 苦情・問合せ件数	20件	15件

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県猟友会黒滝支部への捕獲依頼 ・小型捕獲檻によるアライグマ等の捕獲 ・狩猟免許取得に向けた広報等 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内在住の猟友会会員の高齢化、担い手不足
防護柵 の設置 等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・村単独事業を活用した防護柵の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・村単事業で設置した防護柵の老朽化による修繕 ・養魚場における防護ネットの老朽化に対する修繕

（５）今後の取組方針

<p>（個体数調整）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカについては、銃器及び捕獲檻による駆除を積極的に実施するとともに、被害届等に基づき効果的と考えられる場所に捕獲檻を設置し、被害軽減を図る。 <p>（被害防除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の設置については、老朽化した防護柵の修繕を行い侵入防止の強化に努め、新規に設置を行う場合は効果的な侵入防護柵の設置を行う。 ・アオサギについては、アマゴの養殖場にある既存の侵入防止施設の老朽化している箇所を修繕を行い、引き続き被害の防止に努める。 ・アライグマ・ハクビシン等については、捕獲檻を設置し駆除を積極的に
--

行う。

(狩猟者の高齢化対策)

- ・新規の狩猟免許取得促進や、狩猟技術研修を継続実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・村は被害状況の報告・各区からの要望等により捕獲頭数・捕獲場所を奈良県猟友会黒滝支部と協議し捕獲活動は奈良県猟友会黒滝支部が担う

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	アライグマ ハクビシン アナグマ	・近年増加してきているアライグマ等の小型鳥獣類 獲促進のため、小型の捕獲檻の購入を行う。
30年度 ～ 32年度	ニホンジカ イノシシ	・狩猟者の増加・育成を図るため+奈良県猟友会黒滝 支部との連携の下、免許取得を推進する ・狩猟者の能力向上の為に狩猟技術研修等への参加
30年度 ～ 32年度	アオサギ	・アマゴの養殖場周辺の個体について生息場所の調 査を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

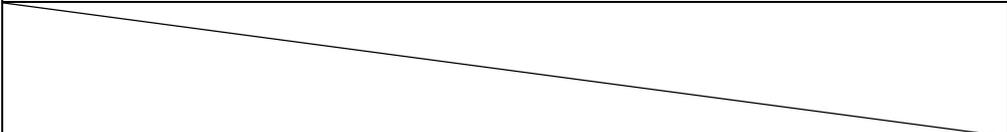
捕獲計画数等の設定の考え方

- ・イノシシ、ニホンジカについては、奈良県策定の第二種特定鳥獣管理計
画に基づき、黒滝村有害鳥獣対策協議会により承認された捕獲計画及び地
元からの要請による特別捕獲計画により捕獲計画数を決定
- ・アライグマ、ハクビシン、アナグマについては、近年の被害状況・捕獲
件数や目撃件数等により捕獲計画を決定する。
- ・アオサギについては、アマゴの養殖場周辺を活動範囲にしている個体数
により捕獲計画を策定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
イノシシ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭

アナグマ	10頭	10頭	10頭
アオサギ	5羽	5羽	5羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物への被害発生に対して、被害被日常的に発生する場所 ・目撃情報の多い場所に捕獲檻を設置して捕獲する。銃による捕獲については奈良県猟友会黒滝支部より週に1回日曜日もしくは祝日に実施する捕獲場所についてはできるだけ重複しないよう選定する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容


(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
ニホンジカ イノシシ	約300m	約300m	約300m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H30 ～ H32	ニホンジカ イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の増加を図るため奈良県猟友会黒滝支部と連携し広報誌等や村内ケーブルテレビ放送等を活用し狩猟免許の習得に向けた広報活動を行う。 ・狩猟者に対しては講習会等への参加を呼びかけ捕

	アナグマ	獲技能の向上を目指す。
--	------	-------------

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
黒滝村林業建設課	・ 関係機関への情報収集、連絡調整
(一社) 奈良県猟友会黒滝支部	・ 有害鳥獣捕獲活動の実施
吉野警察署	・ 地域住民の安全確保に関する事
黒滝村教育機関	・ 園児、児童及び生徒の安全の確保に関する事

(2) 緊急時の連絡体制

黒滝村林業建設課	→ (必要に応じて広報)	黒滝村防災無線
↓ (出勤依頼)	↓ (連絡)	↓ (危険を伴う場合)
奈良県猟友会	黒滝村	吉野警察署
黒滝支部	教育機関	

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・ ニホンジカ、イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマは、捕獲者が埋設処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

現状処理加工施設を整備する計画等はない。
理由としては、食品に加工するだけの頭数の確保が難しく、施設を整備・運営する予算等がかかり、現状施設を設置運営することが難しい為。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	黒滝村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
黒滝村役場	・被害防止計画の策定及び被害情報の収集
(一社)奈良県猟友会黒滝支部	・有害鳥獣捕獲の担い手
黒滝村区長会	・被害情報の収集
黒滝村農業委員会	・被害情報の収集
黒滝村森林組合	・被害情報の収集、事業の推進
奈良県南部農林振興事務所	・情報の提供及び普及指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
黒滝川漁業協同組合	・被害情報の収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

村内在住の奈良県猟友会黒滝支部員を中心に実施隊を設置する予定である。基本的な方針としては、被害の多い地区に箱わなを設置し捕獲を実施する予定であるが、現在鳥獣被害実施隊の設置に向け検討を行っている。設置予定は、平成30年度以降を予定している。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・平成30年度より施業放置林整備事業により、放置林の伐採を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等や農業委員会との連絡を密にして被害状況を的確に把握すると共に、防除と捕獲の両方向から対策を講じていく。